

お子さんの就学・就園を 援助しています

いずれも、前年度認定された方も、改めて申請が必要です

就学援助費

〈対象〉 経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者

〈内容〉 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、スポーツ振興センター保護者負担

金、学校給食費

〈申込み〉 平成29年1月31日(火)までに保護者が直接学務課(第二庁舎4階。5月31日(火)までは第二庁舎5階会議室C)で受け付け。5月15日(日)も受け付けます。またはお子さんが在籍する小・中学校に申請

災害・防犯情報、医療情報、市政情報などをメールで配信

越谷Cityメール

配信サービスをご利用ください

市では、市内のイベント情報や災害情報、防災無線の放送内容、防災無線で放送された迷い人の発見のお知らせなどを携帯電話やスマートフォン、パソコンへお届けするメール配信サービスを行っています。情報利用料は無料です(通信料は自己負担)。

〈配信内容〉

- ▽災害・防犯・防災行政無線…災害時の情報や不審者情報、防災行政無線の放送内容
- ▽健康・医療…休日当番医、連休中の医療機関、健(検)診のお知らせ、健康づくりイベント等
- ▽市政情報・お知らせ…市政参画に関する情報、市からのお知らせ等
- ▽イベント案内…イベント案内・中止のお知らせ等
- ▽子育て…子育て講習等

登録は簡単！ぜひご利用ください



下記の二次元コードを読み込み、登録サイトにアクセスし、画面の案内に従って登録をしてください。

*二次元コードの読み込みができない場合は、左記アドレスを入力して登録サイトにアクセスしてください。

https://citymail.city.koshigaya.saitama.jp/koshigaya/

*迷惑メール対策をしている方は、「citymail.city.koshigaya.saitama.jp」というアドレスからメールが受信できるよう、指定受信リストに設定を追加してください

圃広報広聴課 ☎96331191

*5月31日(火)までに申請し認定された場合、4月分から対象となります。6月以降に申請し認定された場合は申請月の翌月分から対象となります

圃学務課 ☎9633119281

特別支援教育就学奨励費

〈内容〉 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、職場実習交通費、交流学习交通費。通級指導教室に入級される児童生徒の保護者は、通学費のみ対象

〈申込み〉 5月31日(火)までにお子さんの在籍する小・中学校に直接申請。中途転入の方は随時受け付けます

*就学援助費の申請も併せて行ってください(認定基準、援助内容が異なります)。就学

援助費の対象者となった場合は就学援助費が優先されます

圃学務課 ☎9633119281

幼稚園就園奨励費

〈対象〉 市内に住民登録があり、認可された幼稚園(新制度除く)に在園する3〜5歳児(平成28年4月1日現在の満年齢。ただし、満3歳に達した幼児が年度の途中から幼稚園に入園する場合も含む)の保護者

〈申請〉 在園する幼稚園から配付される調書に記入し、5月31日(火)までに幼稚園に申請。確認・審査後、各幼稚園を通じて保護者へ支給されます(12月初旬ごろ支給。審査には住民税の申告が必要です)。調書が配付されない場合は左記へ

圃教育総務課 ☎9633119280

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を受け付けています

平成28年4月分から手当額が改定されました

◆児童扶養手当

〈対象〉 次の①または②に該当する子どもを育てている方。

①父母の離婚、父(母)の死亡などで、父(母)と生計を別している子ども ②父(母)に一定の障がいがある子ども

〈期間〉 子どもが18歳になつた年の年度末(3月31日)まで。子どもに一定の障がいのある場合は20歳未満

〈所得制限〉 申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

〈必要書類〉 申請者(ご)で異なる

◆特別児童扶養手当

〈対象〉 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方

〈所得制限〉 申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手

消防からのお知らせ



◆越谷市火災予防条例の一部が改正されました

主な改正内容は次のとおりです。詳しくは予防課へお問い合わせください。

▽「ドロップイン式こんろ」を「組込型こんろ」に変更

▽気体燃料を使用するこんろに「グリドル付」を追加

▽電磁誘導加熱式調理器の最大入力値を4・8キロワットから5・8キロワットに引き上げ(離隔距離についての変更はありません) ①「電気こんろ」、②「電磁誘導加熱式調理器」を「電気調理用機器」に統合

圃予防課 ☎974110103

◆越谷市火災予防条例・規程の一部を改正する案へのご意見を募集

市では、火災予防上重大な消防法令違反がある建物の情報を早期に公表できるように、越谷市火災予防条例・規程の改正案についてのご意見を募集しています。

パナソニック(株)のホームページまたは市ホームページで該当製品をご確認のうえ、該

を募集しています。

〈意見提出方法〉

5月25日(水)(必着)までに、意見用紙に住所・氏名・電話番号(ファックス番号・メールアドレス)を記入し、直接予防課へ(郵送・ファックス・メール可)。改正案は予防課でご覧になれるほか、市ホームページから印刷できます。

*いただいたご意見等に対する個別の回答は行いません。結果は市ホームページ等で公表します

圃予防課 ☎974110103

☎974110430、☎355200@city.koshigaya.saitama.jp

◆越谷市消防団が河川を利用した放水訓練を実施しています

河川に水量があるこの時期、越谷市消防団が各地区で放水訓練を実施しています。ご理解をお願いいたします。

圃警防課 ☎974110104

◆応急手当講習会(普通救命)

5月28日(土)、午前9時〜正午 圃消防本庁舎 凶心肺蘇生法(AEDを含む) 圃市内在住・在勤・在学の中学生以上の方30人 費無料 圃5月1日(日)〜14日(土)に左記へ

圃消防署 ☎974110136



訓練用のAEDを使った講習

ファミリー・サポート・センター

提供会員になるための初期研修会

〈日時・会場〉 5月20日(金)、午前9時30分〜午後3時30分:越ヶ谷地区センター 5月27日(金)、午前9時〜正午:消防本庁舎

〈対象〉 市内在住の70歳未満の方で、育児の手助けが必要な人に対し、保育や保育施設送迎などの援助をしていただける方25人

*利用会員は随時受付中(対象児童は0歳〜小学6年生)。詳しくは左記へ

〈申込み・問合せ〉 こしがやファミリー・サポート・センター ☎960112311